

富山児童相談所機能強化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 富山児童相談所の人員体制の強化及びこれに伴う施設の機能強化等について具体的な検討を行うため、富山児童相談所機能強化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 富山児童相談所の人員体制の強化
- (2) 市町村の相談体制強化に対する支援や市町村との連携の強化
- (3) 関係機関等との連携強化
- (4) 富山児童相談所の立地及び規模

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、児童福祉に関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 専門的な見地からの助言を得るため、委員会に特別委員を若干名置くことができる。
- 4 特別委員は、知事が委嘱する。
- 5 委員及び特別委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 6 必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

(会議)

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 4 委員会は座長が召集し、座長は議事を進行する。
- 5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職を代理する。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、委員会に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、富山県厚生部子ども支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。